

令和元年度介護ロボット普及促進事業に関する御案内

<概要>

県内の介護サービス事業者に対し、介護ロボットを導入する際の経費の一部を助成することにより、介護ロボットの使用による介護従事者の負担の軽減を図るとともに、介護ロボットの普及による働きやすい職場環境の整備を図り、介護従事者の確保及び定着に資するため、介護サービス事業者に対し予算の範囲内において補助金を交付します。

対象ロボット

次の3つの要件すべてを満たす機器が対象となります。

① 目的要件	② 技術的要件	③ 市場的要件
移乗介護 移動支援 排泄支援 見守り・コミュニケーション 入浴支援 介護業務支援	次のいずれかの要件を満たす介護ロボット ①ロボット技術※を活用して、従来の機器ではできなかった優位性を発揮する介護ロボット ②経済産業省が行う「ロボット介護機器開発・導入促進事業」において採択された介護ロボット	販売価格が公表されており、一般に購入できる状態にある介護ロボット

※センサー等により外界や自己の状況を認識し、これによって得られた情報を解析し、その結果に応じた動作を行う技術

補助対象者

介護保険法に基づく指定又は許可を受けた埼玉県内に所在する介護サービス事業者

補助額

1 機器につき、所要経費の2分の1
(上限30万円)

補助対象台数

(1) 施設系・居宅系サービスは利用定員数を10で除した数

(2) 在宅系サービスは利用定員数を20で除した数

※計算結果が1未満の場合は1台、1を超える場合は1未満の端数を切り捨てた台数
ただし、1事業所当たり3台を上限とする。

手続の流れ

申請者	埼玉県
(1) 交付申請 (3) 介護ロボット導入(令和2年3月31日まで)(※) (4) 実績報告(ロボット導入後30日以内) (6) 請求書の提出 (8) 介護ロボットの使用状況の報告(導入後3年間)	(2) 交付決定 (5) 交付額の確定 (7) 補助金の交付(支払)

※ 交付決定前に購入、リース又はレンタル契約を締結したものは、補助の対象外となります。

※ その他詳細については下記のホームページを御覧ください。

(<http://www.pref.saitama.lg.jp/a0603/kaigo-net/robot/saitama.html>)

お問合せ・申請書提出先

埼玉県福祉部高齢者福祉課 施設整備担当

〒330-9301 さいたま市浦和区高砂3-15-1

電話:048-830-3260 FAX:048-830-4781

E-mail: a3240-06@pref.saitama.lg.jp